

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回松阪市障がい者地域自立支援協議会（全体会）
2. 開 催 日 時	平成30年12月25日（火）午後3時30分～午後4時50分
3. 開 催 場 所	松阪市障害者福祉センター 2階会議室
4. 出 席 者 氏 名	<p>（委 員）</p> <p>◎ 世古 佳清、○八田 久子、佐藤 祐司、河原 洋紀、 深川 誠子、瀬田 正子、竹口 えり子、水谷 佳史、 藤門 信二、島 優子、中谷 剛士、岩崎 匡、 飯田 あゆみ、和田 陵司、市野 瑛子、中村 菊美、 林 徹 （◎会長 ○副会長）</p> <p>（事務局）</p> <p>片岡 始、伊藤 由里、前川 正明、青木 覚司、 前川 幸康、蒲原 豊子、美馬 ちづる、扇田 拓弥、 青木 裕樹</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市健康福祉部障がい福祉課 TFL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. あいさつ
2. 障がい者福祉計画の点検・評価
 - ・ 数値目標の達成状況について
 - ・ 児童発達支援センターについて
3. 課題別ワーキングチームについて
4. 差別解消支援地域協議会の設置について
5. その他

議事録

別紙のとおり

第1回松阪市障がい者地域自立支援協議会（全体会） 議事録要旨

1. 日時： 平成30年12月25日（火） 午後3時30分～午後4時50分
2. 場所： 松阪市障害者福祉センター 2階会議室

事項書1. あいさつ

- ・福祉事務所長
- ・松阪市障がい者地域自立支援協議会長

委員① 福祉事務所長のあいさつで、松阪市は障害者法定雇用率2.5%のところ、現在2.18%となっているとのこと。その辺はどうなのか。

所長 松阪市は、現在の雇用率が2.18%で法定雇用率に達していないと当初より報告させていただいており、法定雇用率が2.5%という事で、決して今まで達成率が2.5%で報告し、実は2.18%であったという意味合いではございません。

委員① それならなぜ急遽3名採用するのか。

所長 障がい者の雇用を推奨すべき行政自体が基準を下回ってはいけないという事で、自治体に示されている（法定雇用率）2.5%を、3名雇用することにより超えるということでの応募者を増やしたところです。

委員② やはり行政は障がい者の雇用を先導していく立場なので、見本となっていただきたい。三重県の障害者雇用率でも、全国で20位、30位でしたか。大きな企業は本社カウントになったりする中で、個人経営（小規模事業所）といったところの方が障がい者雇用に力を入れていらっしゃるのに、松阪市自体が達成していませんでしたので済ますのは障がい者の方に失礼なのかなという気はします。

議長 例えば県の教育委員会では、12月に臨時採用し4月から正規採用するという事で達成率を図るという回答を貰っている。

委員③ 就労継続支援A型事業所を運営しているが、やはり先ほどの話について市にがっかりした。それは国にも県にもである。一つ疑問なのが、3名募集のところ45名の応募があったという事だったが、募集枠を広げればいいのではないかとも思う。また、42名の不採用になった方について、ハローワークや就労支援事業所等に、その方たちの情報が行っているのかという事も、今後の雇用率に影響してくると思う。その方がA型、B型、または就労支援を受けて一般就労にいけるのかなど、どういう風に連携を取っていくのか決まっていれば教えてほしい。

事務局 募集については、市の職員課が行っており、まだ、結果は出ていないと思う。

- 所 長 市の場合は正規職員という形で、通常採用の場合は、ハローワークを通して採用の周知・案内を出すのではなく、市のホームページ等で募集を行っていると理解している。ただ、募集が45名あったという事だが、そういう形で情報を得られたというのは障がい福祉課では把握していないのが事実である。ホームページ、広報及びアイウェブまつさか等を見られて応募されたと理解している。
- 委 員① 障がい者の就労支援というのは重要なことだが、民間に法定雇用率守らせておいて、推進すべき市がそれではだめだと思う。
- 所 長 言い訳になるかもしれないが、昨年までは法定雇用率を達成していたが、退職されたりして数値が下がってしまった。ただ、法定雇用率も昨年の2.3%から平成30年4月より2.5%に上がった中で、法定雇用率を達成すべく職員採用を進めているのでご理解いただきたい。
- 委 員② 不採用になった40数名の方は不採用になったのは致し方ないとしても、また自分で仕事を探さなくていけないわけである。相談支援事業所や関係機関等に相談に行ってみてください、というようなアドバイスや助言はされたのか。
- 所 長 職員課の関係ではありますが、まだ採用不採用が未決定の状態だと思います。ただ、相談支援事業所とかハローワーク等の情報提供はできる範囲内で研究などしていきたい。
- 議 長 応募された方の中でも、相談事業所やハローワーク等に相談に行っている方も見えると思うが、今後の課題としていきたい。

事項書2. 障がい者福祉計画の点検評価

事務局 資料1：数値目標の達成状況の報告

- 委 員① 達成状況の中で、リハビリテーションというのはどのくらいの率で、またどこで行われているのか。
- 事務局 受け入れの施設としては、三重県身体障害者総合福祉センターだけが機能訓練をしている。また機能訓練の支給最長期間が1年半という事も決められている中で、松阪市でも何件かニーズは聞いている。
- 委 員① ちょっと聞いたのだが、脳梗塞で倒れられ、自分で意思を伝えられないので、PCでやりたいということだが、そういうリハビリはできない制度になっている。この人は社会参加できない。PCで意思喋ろうと思っているのに。
- 委 員④ 障がい者福祉計画の点検評価に勘案してお尋ねしたい。松阪市では施策政策に対する各事業の貢献度と進捗度を測ることによって、予算の重点配分も考えるという施策評価のシステムを考えているらしいが、そうすると政策施策の貢献度の大小と、各事業の達成度の高低というのが問題となってくると思う。貢献度が高くて達成度が低いと

いうものは、予算・人・物・金を投下するというのは判るが、それ以外の貢献度が高く達成度が高いというものは、もう達成したので止めていいという話になるのかならないのか、貢献度は低くて達成度は高いもの、これらの考え方をどう考えているのか。つまり、市長がよく言われているいろいろな施策事業を立てるのはいいが、数値の設定の仕方というのが問題ではないかと市長が常におっしゃっている気がするので、特にこういった福祉の分野では効率を求めてはいけない分野だとは思いますが、数値目標の設定に仕方についてどのようにお考えかお聞かせ願いたい。

事務局 きちっとした回答ができないかもしれないが、この数値目標というのは国が掲げてきた指針に基づいており、例えば29年度末の実績だが25年度末の数値を基に何パーセント以上になるようにとか、そのように国の指針に基づいて設定しているので現実問題、実際とかけ離れているところもあり、人が対象となるので難しい部分もある。目標は掲げたので本当はその数字に近づけていかなければならないが、数字にたどりつく場合もあるが、たどり付かない場合もあるというのが現実である。

委員④ 国の基礎となるという数字があるというのは、私も承知しているつもりである。国の数字ももちろん守らなければならないところとは思いますが、加えて松阪市として、気持ちというのかそういうものを数字に出していただけるとありがたい。

事務局 資料2：児童発達支援センターについて報告

「第1期松阪市障がい福祉計画」の目標値として、2020年度末までに児童発達支援センターを1か所設置するという目標を設置しているが、昨年度に多気町・明和町・大台町の各町長より、松阪・多気圏域での共同設置の要望があったことから4回の協議を行ってきた。

- ・第1回協議（平成30年5月28日）
3町とも単独設置や3町での共同設置は困難で松阪・多気圏域での設置を考えていることを確認。
- ・第2回協議（平成30年5月28日）
松阪市が「児童発達支援センター」を設置する場合、「松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘」も含めて検討していく必要があると考えることから、現状等説明。
- ・第3回協議（平成30年7月26日）
津市単独設置の「児童発達支援センター つうぽっぽ」を視察。休園した幼稚園を改修し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援を実施している。
- ・第4回協議（平成30年9月20日 ※台風のため8月23日より延期）
共同設置による職員配置及び負担金について協議。各市町とも保育士の人材が不足しており職員確保が課題。

委員 質疑応答なし

事項書3. 課題別ワーキングチームについて

事務局 協議会会長とも相談し、ワーキングチームの運営を活性化していくために、チームリーダーを設置したい。事務局（案）として、

- ・個別ケア・相談支援WT 松阪市手をつなぐ親の会会長
- ・権利擁護WT 松阪市肢体不自由児者父母の会会長
- ・雇用・就労WT 松阪市視覚障害者協会会長
- ・移行・定着支援WT 松阪地域家族会まつの会会長
- ・研修支援WT 松阪市ろうあ福祉協会会長

を提案。構成メンバーについては、チームリーダーと相談し提案をしたい。また、必要に応じて委員以外の関係者やアドバイザー等に参加していただき、アドバイスを頂きたい。

議長 （チームリーダーとして提案させていただいた5名、及び他委員の意見の確認をしたところ特に意見等なし。）
それでは、事務局案を承認するものとします。

委員① いつからスタートするのですか。

事務局 来年度よりスタートさせたいと考えています。

事項書4. 差別解消地域支援協議会の設置について

事務局 昨年も協議していただいたが、その中でワーキングチーム（部会）の中に設置するという案もあったが、いろんな方のご意見を広く聞かせていただいた方がいいとのご意見があった。そこで、障がい者地域自立支援協議会のWT（部会）の中に設置するのではなく、別組織として設置することを考えている。
ただし、障がい者地域自立支援協議会とは別に設置するとしても、障がい者団体の方にはいろんな声を届けていただくため参加は必須と考えている。
権利擁護ワーキングチームと、協議を進めていきたい。

議長 これもやはり新年度から組織として立ち上げることになるんですか。

事務局 気持ちとしては少しでも早くと、遅くとも来年度早々には稼働したいと考えている。WTリーダーを中心に権利擁護WTでも、差別解消支援地域協議会の立ち上げに向けていろんな意見をお聞きしたい。

委員① 設置するのはいいが、目的を端的に教えていただきたい。

事務局 根拠としては、法律の目的のところに記載のある「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを目的とする。」これが目的根拠になる。

委員① 背景があって目的がある。背景はなにか。

事務局 差別まではいかないと思うが、疑いのある案件において間に入って話を聞かせていただいたところ、地域の方が障がい者の方への合理的配慮のチラシを地域の方に配っていただき、地域の方にご理解を頂いただいたことにより解決したということがあった。悪意はなかったとしても、広報等が行き届かず理解していただけてないケースもあると思うが、そういったケースを1件でも失くしていきたくないという思いもある。

委員① 話をまとめさせてもらおうと、そういう差別があったのでそれをなくすために、協議会を作るとというのが目的なんですね。

事務局 それも一つの目的です。

委員① 他にもあるのか。

事務局 どういった目的にしていくという事も、権利擁護WTでご意見をお聞きしたいと考えているが、事業所や地域で差別があるという訴えをきちっと受け止める機関としても機能していきたい。

議長 障害者差別解消法に関して、三重県は条例を設置したが松阪市としてはそういった方向性は考えていないのか。

事務局 具体的な条例設置の計画はないが、条例を設置するとどういった効果があるのかなど、障害者差別解消支援地域協議会の方にいろいろご意見を頂く中で考えていきたい。

事項書5. その他

事務局 公開講座「権利擁護支援って、何だろう？」のご案内。平成31年1月29日開催。